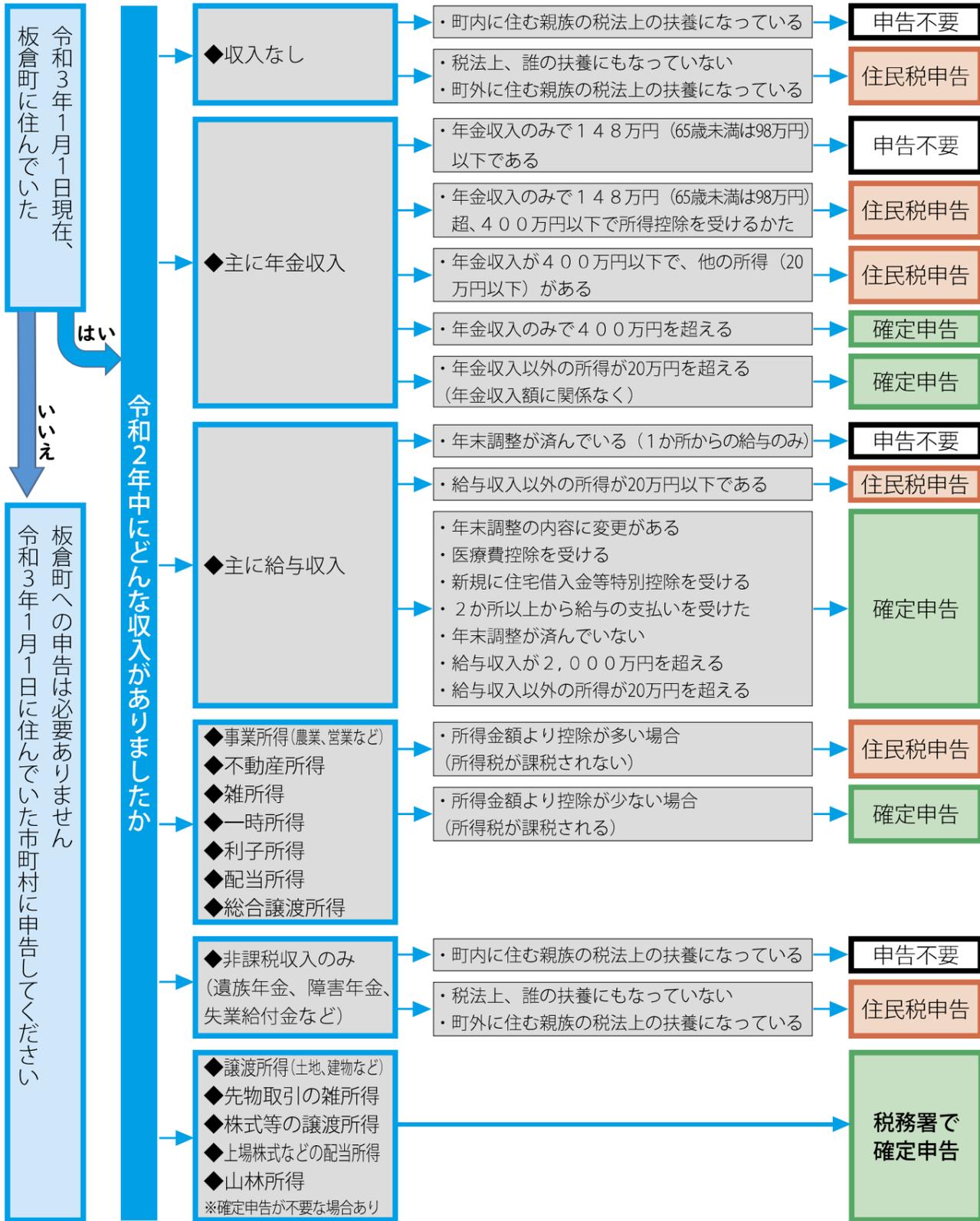


スタート



あなたに必要な申告を、 フローチャートで確認してみましょう

- ・記事とチャートにある年齢は令和3年1月1日現在です
- ・納めすぎた所得税の還付を受ける場合は、フローチャートにかかわらず確定申告が必要です



所得税・町県民税

申告相談を実施します

2月16日(火) ~ 3月15日(月)

(土・日、祝日は除く)

受付時間 午前9時~午後4時

場所 役場3階大会議室

<上記の期間中でご都合の良い日にお越しください>

期限内に申告をしましょう

所得税・町県民税(住民税)の申告は、町県民税だけではなく、国民健康保険税や介護保険料などの算出基礎になります。本人が国民健康保険や介護保険に加入していても、同じ世帯に加入しているかたがいる場合には、申告の内容によって、保険税などの軽減措置が受けられる場合があります。忘れずに申告をしましょう。

申告が必要なかた

令和3年1月1日現在、板倉町に在住していたかたで、次のいずれかに該当するかた

- 事業、農業、不動産、配当などの所得があるかた
- 給与収入が2千万円を超えるかた
- 給与収入・年金収入以外に所得があるかた
- 令和2年中に退職して、年末調整をしていないかた
- 23~64歳のかたで、無収入のかた(町内在住のかたの扶養に入っている場合は除きます)
- 医療費控除や生命保険料控除などを申告して、所得税の還付を受けたいかた

申告が不要なかた

税務署で所得税の確定申告

をするかた(e-Tax)での電子申告を含みます)

- 収入は給与のみで、年末調整が済んでいて、給与の源泉徴収票に記載された以外の控除が無いかたで、勤務先が給与支払報告書を町へ提出するかた
- 収入は公的年金のみで、年金の源泉徴収票に記載された扶養・社会保険料以外の控除が無いかた

申告に必要なもの

- 収入が確認できる書類
給与・年金等の源泉徴収票
農業・営業等の収支内訳書
配当金の支払通知書など
- マイナンバーカード(カードをお持ちでないかたは、マイナンバーが確認できる書類と、本人確認書類をお持ちください)
- 扶養しているかたのマイナンバーが確認できる書類
- 医療費の明細書(税務課、町内各公民館にあります。また国税庁や町ホームページからもダウンロードできます)
- 生命・地震等の保険料支払証明書
- 身体障害者手帳・療育手帳など

※これらは一例です。申告が必要なか、何を用意すればよいか、ご不明なかたは、住民税係までご相談ください。

【注意】

※現在、館林税務署からは原則的に確定申告用紙をお送りしていません。代わりに確定申告のお知らせはがきをお送りしています。

確定申告用紙が必要な場合には、館林税務署、役場税務課または町内各公民館にありますのでご利用ください。

※申告相談会場では、検温を実施します。37.5℃以上の場合、入場をお断りします。また会場内では常時マスクの着用をお願いします。

問合せ 住民税係
82-6127

申告をするかたは、申告会場にある整理券をお取りください。申告相談の受付は基本的に番号順に行います。(申告の内容や、会場でお呼びした時の状況により、多少前後することがあります)